

平成28年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年9月12日(月)
会 議 場 所	川里農業研修センター 集会室
開 会 日 時	平成28年9月12日(月) 午前8時56分
散 会 日 時	平成28年9月12日(月) 午後2時53分
委 員 長	橋本 稔
委員会出席 委員	
委 員 長	橋本 稔
副 委 員 長	加藤 英樹
委 員	菅野 博子 羽鳥 健 大塚 佳之 金子 雄一
委員会欠席 委員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 7 0 号	鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 1 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 6 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 吉田 憲司

市民部副部長兼資産税課長

市民課長 佐藤 康夫

市民税課長 田口千恵子

収税対策室対策室長 原口 信行

やさしさ支援課長 早川 宏人

岡安 則行

吹上支所副支所長 新井巳代子

川里支所副支所長 松村 洋充

（環境経済部）

環境経済部長 長島 祥一

環境経済部副部長 馬橋 陽一

環境経済部副部長兼農業委員会
事務局長 新井 昭

環境経済部参事兼観光戦略課長

大沢 昌弘

産業振興課長 町田 浩一

環境課長 関口 泰清

書 記 岡 崎 夏 子

篠 原 亮

(開会 午前 8 時 5 6 分)

(委員長) ちょっと少し早いのですが、ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と金子雄一委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第70号 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分、議案第76号 平成27年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第76号の一般会計の決算認定については、歳入と歳出は直接関連していることから、市民部と環境経済部の歳入歳出を一括して説明をし、質疑、討論、採決を行いたいと思います。また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。その後、休憩して花プレゼント条例制定の調査等について直接関係のない執行部の退席の後、花プレゼント条例制定の調査等について執行部と意見交換を行いたいと思います。この方法で異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第70号 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(環境課長) 皆さん、おはようございます。それでは、議案第70号 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本市では、缶類、瓶類、金属類、ペットボトル、紙類などを資源として

回収し、それを売却して市の歳入としております。また、分別排出にご協力いただいた自治会等に報償金として還元しております。しかしながら、市民の皆さんに集積所に分別排出していただいた資源類を無断で持ち去る行為が問題となっております。これは、市民の皆さんの資源化の意識の低下を招くとともに、公共事業の信頼性や行政の信用にかかわる問題であり、同時に経済的損失にもつながる行為であります。本市でもこのような被害が実際に発生しており、報告をいただいているところでございます。このようなことから、市では持ち去り行為を禁止とする条例の整備が必要と考え、鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を一部改正し、市が指定する場所に集められた資源物の所有権は市に帰属するものとし、市または市が指定する事業者以外の者が資源物を収集したり、運搬したりすることを禁止するための条項を加えようとするものでございます。

それでは、条文の内容につきましてご説明申し上げます。改正の内容は、第5条の次に次の1条を加えるものでございます。

第5条の2第1項は、指定場所に集められた一般廃棄物のうち、資源物の所有権が市に帰属することを明確化するものでございます。

第2項は、市または市が指定する事業者以外の者が資源物を収集したり、運搬したりすることを禁止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年10月1日から施行する予定でございます。

以上、議案第70号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（菅野）そもそも資源物の収集ということで、環境衛生連合会がありまして、それが各地で、これ自治会であったり、環境衛生連合会であったり、かかわって分別しているわけですがけれども、持ち去り以前に当初自治会の人数別に基本額が幾らで、あとは幾らというふうに量に応じて、例えばペットボトルは無料ですがけれども、瓶、缶が1かご三十何円だと

か25円だとか、これもだんだん下げていく。それから、基本料金もどんどん下げていく。生出塚のように600割るところは基本が最初5万円で、缶が幾ら、瓶が幾らというのだったのです。ですから、十数万あって、本当に資源物だという意識がありました。自治会に年間十数万入っていたわけです。それ今はもう半分以下に減りました。どんどん、どんどん資源物とはいいいながら下げていっているわけです。ここら辺はどういうことなのでしょう。これに限らず自治会の会員1人当たり幾らという来るお金なども1割とか、市長の財政の非常事態宣言なんてもとで削られていきましたけれども、どんどんこういう市民のいろんな役職を持ってやっていただくことが下げられていっているわけです。

それでいて盗む人がいるのは、市の資源を盗むものだから罰すると。罰するということは、これではもしかしてこういうのが市民に行き渡ると市民が警察にあれして逮捕させろというふうに言う市民が出かねないのではないかなと思うのですが、例えばホームレスの方などが鴻巣でもないとは言えないと思うのです。缶だけを持っていくとか、新聞を持っていくことはないと思いますけれども、缶を持っていくというのはあるのではないかなと思うのです。ホームレスの方は缶を集めるのが生活費になっているわけですから。あと加藤さんが福祉団体が集めていると言いましたけれども、そういうのも含めて最終的にどういう対応を具体的にするのか、まずそれ聞きたいと思います。

（環境課長）ただいまのご質問ですけれども、まず自治会ですとかマンションですとか、そういったところの団体の皆さんに資源回収の報償金をお出ししていますが、報償金につきましては瓶と缶、1かご当たり30円ということで、このところずっと変わっておりません。

それと、違反した人がいたときに警察に通報して逮捕するのとかとういうご質問がございましたけれども、まずこの条例はそういった行為を抑制することが目的でございます。罰則は設けてありませんので、出されたものを持ち去る行為を禁止とすることによってございますので、これまでどおり発見した場合は環境課なり警察に通報いただきまして、車両の特徴ですとかそういったものをご連絡いただいて、環境課のほうと、

それから警察のほうで連携をしまして、警察のほうでパトロールを強化していただくとか、そういった対応を考えております。

以上です。

（菅野）警察がパトロール強化するって、そんな警察が全部回れるわけではないですけども、そもそも私に言わせれば、なぜ古紙を集めるかと。それは、やはり生活が大変だからです。今本当にどの業種の人ももう生活がやっていけないというのが状況なのです。だからといって盗んでいいというものではありませんけれども、市民が本当にそんなことをやらないでも生活できるように、ちゃんと福祉を充実して、仕事を保障して、住むところを保障してと、そこがあってしかるべきですけども、こういうことが決められると多分、今当番制を敷いていないところなども市がここまで言うのなら当番制を敷こうということになりかねないので。自治会によっては月2回の回収ごとに、年寄りであろうが、福祉回収している人も含めて当番を自治会から割り当てられてしまうと。それで、朝の6時ぐらいから終わるまで立っていなくては行けないと。そんな福祉回収している人は動けないから市に来てもらっているのですから、もうそういうことを自治会の人は知りませんから、会長なんて。そういうことがもう現実にされているのです。それか、生出塚みたくされていないところは、私なんかは、朝ペットボトルのところに入っていたり、これはまだまだいいほうで、瓶、缶入れるのにペットボトルが3つ、4つ入っていると瓶、缶入りませんから、もうあふれてしまうのです。そういうの直しているわけですけども、自覚的な人に負担がいつていると。

大変な状況の中で、今なかなかこれとっていい方法はない中で、地域ではいろんな苦勞している人がいるのです。かごでさえまともに出さないで、かごが3つぐらい重なった上に瓶、缶入れていく不届き者がいると。誰がかごを広げておくのだと思うのですけれども、あとネットをちゃんと広げて置けるようにしないものだから、ネットがあちらにぶん投げていると。ネットはすぐれもので、大きいかごが3つ入るのですよというのですけれども、なかなか行き渡らない。こういう大変ある意味、

分別はいいことなのですがけれども、市民の皆さんにとっては、わかっている人はわかっているのですけれども、9割の方がわからないで、夜来て入れていくのは瓶、缶関係なく入れていきますから、暗くて見えなかったと言われてしまえばそれまで、そういう苦勞の中で行われている、それ自体が大変で、持ち去りというのが以前はよく言われていましたけれども、このごろは私は余り見ないのですけれども、今になって条例を定めなければいけないほど頻繁に報告されているのですか。

(委員長) 今のでいいですか、質問は。

(菅野) うん。その苦勞をどう捉えているかと。

(環境課長) ただいまのご質問ですけれども、まず生活困窮者の方がいらっしゃって、そういった方はどうなのかというご質問ありましたけれども、市としてはやはり資源化を推進して持続可能な循環型社会を形成していかなければいけないので、そういう生活困窮者の対応というのは難しい問題ではありますけれども、市としましては資源化率も若干下がってきておりますので、今後資源化をより推進しなければいけないと考えておりますので、そのような一環で考えております。

また、この条例が制定された場合にパトロールなどをしなければいけなくなってしまうのではないかとのご意見がございましたけれども、それにつきましては市のほうから積極的に集積所の管理者に対してパトロール等を行ってくださいということをお願いするつもりはございません。場所によってそういった事例が発生している頻度も違いますし、また自治会等によって一回出されたものの資源に対する考え方もかなり温度差があります。本当に大事な資源として捉えていただいてパトロールを頻繁にさせていただいているところもございますし、一回出してしまえばそれでもういいよというふうに考えておられるようなところもございます。そのようなことから、全部の管理者に対して一律にパトロールを行ってくださいというのをお願いする考えはございません。

あと最後の質問何でしたっけ……最近の持ち去りの状況ということでございます。済みません。市としましては、通報を受けませんとなかなか何件というのはわからないのですけれども、年数回なのですけれども、

それで実はおとといですけれども、環境衛生委員さんを対象としたごみの分別研修会というのを行ったのですけれども、最後に質疑の時間がありまして、その中である自治会の方が、自分のところはほとんど毎回持ち去られているというふうに情報をいただいた事例もございます。その辺は、環境課のほうでは把握していなかったのですけれども、その意見にもありますように、実際は毎回のように持ち去りの行為があるという事例もございました。

以上です。

（菅野）ならばちゃんと自治会が管理するなら管理できるように、環境衛生に関する、30円というのは下げたのですから、前は多かったわけです。基本額を下げたですよ。生出塚の場合、基本額が当初5万円で、それに上乘せするから10万円以上になったのに、予算で12万円ぐらい組んでいたのが今はもう半分いかないです。基本額をがつつり下げたのです。世帯数によって基本額が決まっていたのです。あとは量によってでしたけれども。だから、基本額をもとに戻すとか、やっぱり労苦に報いるものにして、こういう苛酷な条例を定めるべきだと思うのです。私は持ち去るの見たこともあるけれども、以前に、ああ、生活が大変なのだなどある程度思いました。誰だってあんなことしたくない。それと、加藤さんが言ったようにホームレスの人が持っていったのどうにもならぬけれども、太陽の家のような障がい者施設が独自にもらって歩く、鴻巣のあしたば作業所などは、回収は別でしょうけれども、リヤカーで古新聞や段ボールや何かもらって歩いていますけれども、そういうのが仮に定時の収集と重なった場合はちゃんと対応できるようになるのでしょうか。それも盗人だというようではしようがないわけで。

（環境課長）まず、報償金をもっと上げるべきではないかというお話なのですけれども、売却単価のほうも変動がございますので、売却したものはきちっと市の歳入になっていますので、その辺も市民の皆さんにもっとPRをして、皆さんの協力によってこれだけ市の歳入になっているというようなことをもっとわかりやすく説明させていただきたいと考えております。

それともう一点、集団回収についてでございますが、資源回収は出してから回収するまでの時間があいてしまったりですとか、人がそこから離れてしまったりということがございますので、なるべく集団回収のほうへ移行できれば持ち去り等も減るのではないかと考えているのですけれども、集団回収をやっていただく方につきましては、年度の初めに集団回収の団体の登録をしていただくようになっております。その際に集団回収をやる方には市が指定する車両ですよということをわかりやすくするためにそういう許可証（P8「指定車両ですよという指定をするための文書」に発言訂正）を発行いたしまして、集団回収で回収に来ていただくときにそれを車に表示していただくことで、持ち去りと差別化を図ってわかりやすくしたいというふうに考えております。

以上です。

（金子）おはようございます。何点か質問いたします。

私は、この条例については、市に帰属するということで所有先を明記するということは、先ほどの委員さんのほうの話ではないですけれども、貧困者の方とかいろいろ持ち去る方もいますけれども、やっぱりそれを明記することで行き先が決定されて、もしそういう方がいたら注意しやすいという面で私はいいかなと思うのですけれども、何点かちょっと質問なのですけれども、これ条例化した後を考えると、今マニュアルつくっていますよね。分別、種類とかいろいろ、マニュアルありますよね。あちらについてもこのような形になりましたよということで、条例化されましたということで、これからそれを制作されて明記するような形になるかと思うのですけれども、それについては時期的なものとか、どういう方法でということ、あとこれ結構財産ということで非常に大事なことです。明記するとしたらどこら辺というか、一番初めにするのかとか、見やすいところになるのかなと思うのですけれども、そういう点も含めてちょっと考えをお聞きしたいのですけれども。

（環境課長）条例化した後の周知ということだと思いますけれども、まず10月号の「広報かがやき」に掲載をさせていただく予定です。それと、市のホームページ、ここに掲載をさせていただきます。先ほどのご

質問は、こちらのごみと資源の分別マニュアルとごみの早見表への掲載ということでございますけれども、まずこのごみの早見表につきましては、裏にカレンダーがありますので、毎年これはつくっておりますので、これについてはどこか、毎回わかりづらいところを修正したりとかしてありますので、場所についてはまだわかりませんが、どこかわかりやすいところにこれは表示したいと思います。それから、こちらのごみと資源の分別マニュアルですけれども、これはおおむね3年から5年ごとに新しく作り直しているのですけれども、どこかのタイミングにやはりこちらのほうにもきちっとそれを載せさせていただきたいと思えます。

以上です。

（金子）それもよろしくをお願いします。

それとあと次に、この条例なのですけれども、これのほうの進め方として、今回はいろいろ罰則は設けないという形で進められますけれども、こういうふうな段階を経てのこれからの動きということで考えると、他の市町村とかもこういうふうな動きがあるのか。例えばもう初めから罰則もいろいろ規定してやっているところもあると。そのほうがより効果的というか、浸透しやすいのか、それともやはり段階を経て、条例化はするけれども、所有物ということは明記するけれども、その後様子を見てしたほうがいいのかと、そういうふうな判断のもとに今回は鴻巣のほうでは進められると思うのですけれども、そういうふうな近隣市町村の状況とかがわかればちょっとお聞きしたいのですけれども。

（環境課長）申しわけありません。今のご質問にお答えする前に、先ほどの菅野委員の質問の答弁を一部ちょっと訂正させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

（委員長）どうぞ。

（環境課長）集団回収の方の対応について、あらかじめ年度の当初に団体を登録する際に市の許可車両ですよということで許可証を出しますというふうにご説明したのですけれども、許可証ではなくて、指定車両ですという指定をするための文書です。許可証ではありません。大変申し

わけありません。修正させてください。

(どこの業者がいつ持っていきます……との声あり。)

(環境課長) この団体の集団回収をする業者は市の指定車両ですよという、そういう指定車両ですよというものです。

(ナカジマさんと契約する……との声あり。)

(環境課長) はい。

(そのことですよねとの声あり。)

(環境課長) 契約では……

(……が来ますよとの声あり。)

(環境課長) そうです。

(どこかと契約しなくてはいけないですからとの声あり。)

(環境課長) 失礼しました。では、先ほどの金子委員のご質問ですけれども、まず他市の状況ということなのですけれども、県内の市の中で現在条例化していないのが日高市と鴻巣市だけになっております。そのような状況もありまして、なるべく早く条例化したいというふうに考えています。

それと、近隣の状況ですけれども、県内では罰則規定を設けている自治体は9つの自治体です。春日部、草加、越谷、戸田、八潮、三郷、吉川、松伏、久喜宮代衛生組合、このようになっております。段階的に罰則等を設けていくのかというようなご質問だと思っておりますけれども、罰則を設けているところにつきましても聞いてみますと、なかなか罰則があったからといってうまくいっていないという事例も伺っております。持ち去り行為自体が本当に犯罪に当たるのかどうか、一旦出された時点でそれは廃棄物として出されているので、資源ではないのではないかとかという、そういう議論もあるようで、なかなかはっきりと犯罪を成立させるのが難しいような状況もあるようでございます。そのようなことから、罰則を設けている自治体も少ないということだと思っておりますけれども、このようなことから市では段階的に罰則をとということではなくて、このままで条例化されたということをしてPRして、持ち去り行為の防止につなげたいというふうに考えております。

以上です。

（金子）直接ちょっと関係ないかなと思うのですが、ごみの集積所ありますね。そこにエリア外のものをわざわざ持ってきて、捨ててというか、置いていってしまうという方がいるのです。結構いらっしやいますけれども、これ市の所有物ということで考えると、これを管理というか、それを何とか状況をするのがそのエリアの方ですよね。自治会とかそういう方が非常に迷惑している面が非常に多いのですけれども、こういうのというのは、ここに持ってきなさいというのが指定はできないのでしょうけれども、結構多いのです。エリア外で持ってくる人になると、本当に逆に指定日ではなくて置いていってしまう人も結構いるのです。だから、そういうのもこの際と言っては変ですけれども、何かちょっと徹底できないかなと思うのですけれども、そういう点はいかがでしょうか。

（環境課長）ただいまのご質問は、出す人のマナーの問題ですので、なかなか難しい問題だと考えております。また、市のほうにもご相談や苦情がある内容としてかなりそういった内容は多いです。先日の分別研修会でもそういうことで困っているということで、終わってからちょっと聞いてくださいということでご相談を受けたケースもございました。その方は、やはり通りすがりの人が出してしまうということで、それを違反シールを張っておくだけでも、全然見てくれなくて、結局自治会や環境衛生委員さんが分別をし直ししてまた出しているのですという、そういう困っている事例をお伺いしました。そのような状況でございますが、やはり一旦違反シールを張らせていただいて、1週間程度置いていただいて、出した人の目になるべく触れるように、ああ、自分が出した行為は違反だったのだなということをおわかっていただいて、それでも回収されない場合は環境課のほうにご相談いただきたいと思います。特に燃やせるごみなどは中に生ごみが入っていたりしますので、そういったものについてはすぐに環境課のほうで回収に伺いますので、ご連絡いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

(羽鳥) 先ほど他の委員のほうから質問があったわけなのですが、その回答のほうでも集団回収の登録があるというのですか、その登録者数というのは何件ぐらいあるのかまずお聞きいたします。

(環境課長) 63団体です。

(羽鳥) これは、おおむねやはり小中学校とかそういうP T Aのほうの団体かと思われるのですが、私のほうもちょうど数日前資源回収あったわけなのですが、非常にP T Aにとっては大事な資金源ということで、わざわざ私も立ち会いましたのですが、この日のために地元の方が資源物をわざわざ別に用意していただいて、数カ月分あるのではないかなというぐらいのものをわざわざ持ってきていただいたということで、小中学校のほうも大変ありがたい対応だなというふうに思っておったのですが、そういうことをもっとふやす、回数をふやして、市のほうも自治会のほうに資源回収をした上でペイバックするような形、還元するような形をとっているわけなのですが、こういう団体のほうにも、登録団体のほうももっともっとふやすような方向というのは考えられるのかどうかをまずお聞きいたします。

(環境課長) 資源回収から集団回収へということでございますが、集団回収のほうはキロ当たり3円の報償金を支給させていただいております。集団回収に回ってしまいますと、市の歳入は減ってしまうのですが、ただ先ほども申しましたように集団回収をしますと資源回収よりも持ち去り行為なども減ります。また、地元の小学校やそういった中学校の生徒さん、児童さんがやりますので、リサイクルをする意識の醸成にもつながると思いますので、そのようなことから集団回収につきましてもまだP Rが足りない部分があると思いますので、市民の皆さんにこういった事業がありますということで周知をさせていただきたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) ちょっと先ほど質問しなかったのですが、集団回収の登録のほうではもうほぼ全てが小中学校のP T Aなのではないでしょうか、団体としては。ほかの団体も何か登録があるのでしょうか。

(環境課長) 小中学校が多いですけれども、さっきも話が出ています太陽の家のような、そういう団体の登録もございます。

(羽鳥) そうしますと、繰り返しになりますが、そういう団体のほうから、普通年に数回だと思いののですが、その回数をふやしていく方向で、要請があった場合は回数をふやすことは全くやぶさかでないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(環境課長) そのとおりでございます。

(羽鳥) わかりました。

もう一点ですが、先ほどやはり環境衛生の連合会、この間あったようなのですが、多少先ほども説明あったわけなのですが、そちらからの要請としてはこの資源回収、分別がちょっと難しいような話もあったわけなのですが、直近のところの要請は具体的に先ほどの説明のほかには何かございますか。

(環境課長) やはり持ち去りのことが質疑のときはかなり盛り上がりまして、毎回持ち去られるので、市のほうで積極的にパトロールしてくれとか、何でも任せられてはという意見もありまして、それに対して、いや、自分は自主的に防犯カメラをつけたりしているのだというようなご意見もありまして、市のほうでも本物の防犯カメラはなかなか金額もしますので、出せないのですけれども、ほかの事例を参考にしまして、ダミーの防犯カメラを用意してあるので、そういったことありますので、ご希望があればぜひ利用してくださいというようなお話をさせていただきました。

(羽鳥) 私もちょうと環境衛生委員やらせてもらって経験したのですが、やはり資源回収、業者が持っていくケースも多いのと同時に、ちょっとこれからこの条例こととは外れてしまうのですが、普通のごみのほうでもやはりルールを守らない方がたくさんいらっしゃるのです。だから、業者においても市民においてもそういうルールを守らない方がやはり出てしまっていると。これをなかなか把握するのが難しいのと、牽制力というのが全くないのです。私どものほうもやはり当番で以前は資源回収のときは立っていたのですが、余りにもそれは人間不信になるというこ

とで、自治会のほうで中止になりまして、今野放図とありますが、モラルに任せてやらせてもらっている状況なものですから、やはり何らかの牽制力というものは必要だと。

今ダミーの防犯カメラが、要請があれば供給できるわけなのですか。これ1年間にどれくらい準備できるのかまずお聞きいたします。

（環境課長）実はある集積所を管理している方から何か方法はないかということでご相談がありまして、他の自治体の例を調べましたらそういった例があったので、ではこういうのがあるので、これでどうでしょうかということ、ではそれ使いたいということでご用意したのですけれども、現在多分3台買ってあると思います。金額的にはそんなに高くないので、その後要請が全くないので、今は様子を見ていますが、もちろん皆様から要請があれば予算の範囲内で用意したいと思います。

以上です。

（羽鳥）わかりました。

それでは、先ほどちょっと罰則規定のことがあったのですが、9つの市町村で罰則規定をつくっているということなのですが、鴻巣市が罰則規定をつけなかった理由とともに、実際そういう専門の業者が持ち去りをしようとしたときに、市が現場に立ち会ったときにどのような指導ができるのかお聞きをいたします。

（環境課長）罰則をつけなかった理由でございますけれども、先ほども金子委員さんのご質問にお答えしたとおり、罰則をつけている自治体においてもなかなか問題があつてうまく回っていないと、そういう事例もございました。また、最近行田市さんですとか吉見町さんが新たな条例の制定といたしますか、整備を行ったのですけれども、その中でもやはり同じようなご意見で罰則は設けないと、そのようなことがありましたので、本市におきましても罰則は特に設けませんでした。

もし通報や環境課の職員がたまたまそこに居合わせた場合ですけれども、やはり警察に通報するということがまず最初になると思います。次は、条例によって持ち去り行為は禁止なのだと、それと条例によってここに出されている資源物は市のものなのだと、これは市民の皆さんの協

力によって資源化のために分別されて出されたものなので、持ち去り行為は禁止だし、そういった行為はやめてくれと、そういうようなことをお話しさせていただくようになると思います。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、警察へ通報して、警察がその現場に急行して、現場に立ち会った場合は刑事事件として成立するのでしょうか。

（環境課長）警察のほうにこれを相談しますと、現行犯であればそういうようなことが可能だということは伺っています。

（羽鳥）そうしますと、なかなか現行犯は時間的に難しいということで、持ち去った後、立ち去った後来て現場検証するのがとどのつまりといたしますか、その程度しかできないのでしょうか、大半は。

（環境課長）やはり持ち去る行為はすごく素早く行ってしまっていて、最近屋根があく車に上から放り込んで行ってしまっていて、周りからもかなりわかりづらくなっているというようなこともございます。そのようなことから、警察が現行犯で捕まえるというのはなかなか難しいと思います。ですので、やはり車両の特徴、ナンバーですとか、そういったことを警察のほうに情報として提供して、警察のほうでパトロールを強化していただくとか、そういう対応になると思います。

（羽鳥）最後にお聞きしますが、そうしますと今回の条例改正があるわけなのですが、行政においてこの条例の改正する文言が現状においては一番ベストに近いというふうに理解する形でよろしいでしょうか。

（環境課長）他の事例なども調査して、十分これは議論を尽くして決定したことをごさいますので、これが最善の方法だと考えております。

（羽鳥）一番最後ですが、資源回収のそれぞれの単価なのですが、これは上がってきているのでしょうか、下がってきているのでしょうか。一時期非常にアルミニウムとか単価が上がった時期があったのですが、今ちょっと私の認識では落ちついてしまったのかなと思っておるのですが、以前よりも単価としては2分の1になってしまったような資源物もあるということなので、資源物の適正な単価として今の額が言えるのかどうか、それを最後にお聞きいたします。

（環境課長）今の額が適正かどうかということでございますが、なかなか難しいのですけれども、例えば今例に挙がっています持ち去られるものは新聞ですとか雑誌が多いのですけれども、新聞、雑誌が10円から12円ぐらいで今市のほうでは売却しております。アルミ缶につきましてはもっと単価がよくて、35円とか7円とか、1キロ当たりです、両方とも。そのぐらいで取引がされております。逆に瓶などにつきましては、せっかく市民の皆さんに協力いただいて分別をしていただいているわけですが、逆に市のほうからお金を払って処分してもらっているという、そういう状況でございます。

（大塚）多くの方が質問されましたので、私自身の理解がちょっと足りないところだけ伺いたいと思います。

まず、大きな流れの中で担当課、いわゆる鴻巣市として今回条例改正を提案されているわけですが、当然これにかかわる関係機関ですとか関係団体等があると思いますが、例えば例を挙げると、今盛んに出ていました新聞紙、紙類の持ち去りが多いということですが、具体的には例えば市内でいうと新聞の専売所でいうといわゆる3大紙。私ども目にする機会としては、その中でもとりわけ朝日新聞の専売所、また読売新聞の専売所さんがよく新聞回収しますので、玄関先というチラシというのですか、ビラが入ってきます。そうすると、関係団体としてはそういう市内の新聞の専売所に対してこういったこと徹底したいのでやりますよとかという、いわゆる確認といいますか、情報提供というか、それは実際にされているのか。あるいは新聞専売所以外のところに、いわゆる民間のレベルですけれども、調整とかそういったことはされているのか、それをまず伺います。

（環境課長）関係機関で調整したのは、警察だけでございます。ですので、今ご意見いただきましたので、また検討したいと思います。

以上です。

（大塚）わかりました。ぜひ有効な資源物ということで、先ほど羽鳥委員の質問にも逆有償もありますよということではありますが、なるべく有効に活用できるよう進めていくべきと思います。

次に伺いたいのは、今回どうしても罰則規定がないということでそこに目が行ってしまうのですが、先ほど羽鳥委員の質問の中で、見つけた後どうするのですかという質問がありまして、警察へ通報する、あるいは環境課のほうでその後対応するという、大まかな話としては、だったのですが、市民の方で条例改正を十分今回理解をして、たまたま現場に居合わせた場合、居合わせた市民の方はどんな行動を起こす、あるいはどんなことを想定されているのか、もしあれば伺います。

（環境課長）市民の方がそういった現場に遭遇した場合は、制止したり、持ち去り行為者をとがめたりとかという行為はやめていただきたいと思います。これは、トラブルにもなりますので、そのように考えております。

以上です。

（大塚）具体的に直接かかわらないでくれというふうに理解をしますが、そうすると先ほどの答弁のように環境課もしくは警察への通報、それが最低であって最高のとるべき対応という理解でよろしいでしょうか、それともほかに何かあるのかなのか、それはどうでしょうか。

（環境課長）ほかにあるとすれば、今ほとんどの方が携帯電話をお持ちだと思いますので、写真を撮っていただければそれは後の証拠にもなりますので、それが大変有効だと思います。

以上です。

（大塚）それともう一つは、自治会の皆さんに対して、おとといですか、自治会の役職の中の環境衛生の担当者の集まりがあったということではありますが、なかなか自治会も、当然市民の方100%加盟しているわけではない、加入率も100ではないということ、それからもう一つは、菅野委員からも出ましたけれども、会長さんのみが理解をしていて、なかなか会員さんには徹底されていない、あるいは逆に今のお話でいくと環境衛生委員さんには伝えたけれども、それ以外のところに伝えるには時間がかかる、また別の手段をとらなくてはいけないと。悩みは尽きないと思うのですけれども、有効にやっぱり広く、浅くでもいいので、なるべく多くの皆さんにこれは違反行為に当たるのだ、多分刑事的にいうと、全国

紙に出ていましたが、窃盗に当たるということで実際に犯罪にもなっていると思うのです。そこまで深くは要りませんけれども、これをどうやって広めようか。私も時々それで大丈夫ですかという質問をするのですが、かがやきに載せる、ホームページにアップする。ところが、かがやきも見ないでスルー、ホームページもうちにはそんなの見るのないうという方もいらっしゃるの、もうちょっと何か個々具体的に広く知らせる方法、周知の方法があるといいなと思うのですが、そこら辺どうでしょうか。

（環境課長）周知の方法ですけれども、看板をご用意してあります。今現在資源の収集ボックスにつける看板があるのですけれども、そこに追加で黄色い地に黒い文字で資源の持ち去りは条例により禁止ですというような文言をつけ加えたものをご用意してありますので、全部の集積所といいますと二千何百カ所もありますので、それはなかなか難しいので、管理される皆さんのほうでぜひつけたいということであればそういうのご用意がございます。それとあわせて、資源の収集業者の車両にPRのためのマグネット式のシールなどを今検討しております。またあわせて、これなかなか難しいと思いますけれども、職員出前講座というのが市にはありまして、環境課では「ごみと資源のゆくえ」というタイトルで出前講座のメニューが1つあります。先日の分別研修会でも「ごみと資源のゆくえ」をやりましたので、そういった出前講座をぜひご利用いただいて、例えば何かの集まりの際に出前講座でやらさせていただければ参加している皆さんにそれが伝わりますので、そういったことともご利用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）罰則規定がないというのがどうしてもひっかかってはいるのですけれども、とはいえ実際に資源、いわゆる有価物として出すことによって本来自治会は潤うわけなので、横取りされるのを防ごうという、私は単純にそういう理解で今いるのです。そうすると、熱意があって出された方に対するその思いもそこで十分酌み取ろうということで理解をいたします。本来はもう少しやりたいのですが、たまたま折しも個人的に

一般質問で似たようなの予定しておりますので、質問は以上といたします。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第70号 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

(委員長、休憩求めますの声あり)

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時46分)

(開議 午前9時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第71号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時54分)

(開議 午前10時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（大塚） それでは、非常に件数が少ない中でありますので、簡単に1点だけ伺いたいと思います。

産地パワーアップのところですが、今回金額的には1,900万円ということなので、かなり大きな金額であります。ただ、一般財源ではなくて県の補助金ということですが、これは先ほどの説明の中でエントリーをされて、最終的には決定をしたという説明だったと思います。エントリーに関してですが、今回決まった以外にも鴻巣市でエントリーをした部分があるのかどうなのか、これ1件のみなのか、まず初めに伺います。

（産業振興課長） この事業は、一番最初の締め切りが4月の末でした。それから、なかなか採択までにはすごく時間かかったわけですが、事業者の事務能力というか、書類の作成が非常に大変であります。エントリーは1団体のみでございます。

（大塚） わかりました。説明以外のところでいきますと、本会議の中で一部答弁がありましたので、それちょっと確認をします。今回の耕作者の具体的に何を、規模を広げるかというところで面積の説明があったと思いますが、66ヘクタールを79ヘクタールに拡大するということによかったかなと思いますが、面積を広げる、拡大することによって、当然それに係る費用がかかるので、その一部にも多分充てられるのだなと思いますが、実際に1,900万円台の補助金額ですが、どんな中身にどの程度使われるか、その主な部分で結構ですので、わかればお伺いをいたします。

（産業振興課長） まず、面積の関係ですけれども、委員さんおっしゃいましたとおり、まず水稻のほうでございますが、現在66ヘクタールが79ヘクタール、小麦につきましては現在40ヘクタールを89ヘクタールというような計画でございます。それで、事業の内容でございますが、圃場の拡大等ではなくて、整備事業といたしましては乾燥調整施設、現在あるものの改築のような形になるのですが、これ建物で343平米、乾燥機、60石のものを3基、調整貯留ビン、30トンのものを3基、これの整備の補助金になります。

(大塚) わかりました。今回は、本会議の中で穀類に関する部分だということ、これは今確認とれましたので、改めて最後に1点だけ伺いますが、今回補助事業自体、県の補助事業、これが提示されて、県のほうの今後の見通し、いわゆる毎年のように似たようなものが予定、予測されるのか、あるいはあくまでも今回は、補正ではありますけれども、スポットの補助事業であって、今後はあるのかないのか、もしおわかりになれば伺って、質問を終わります。

(産業振興課長) 今回の補助事業につきましては、水田、穀類という形のものですが、このほかに露地野菜10ヘクタール以上、施設野菜5ヘクタール以上というものもこの補助事業には該当いたします。ただ、現在は、来年度ちょっと希望しているような団体はあるのですが、まだそこまで煮詰まっていないというか、そういう状況にはなっております。この制度自体はことしの1月に実施要綱というか、それが制定されまして、6月の県補正という形ですので、まだ引き続きあるものと考えております。

以上です。

(菅野) 最初に、17ページの埼玉県央広域事務組合の負担金で5,428万5,000円出すことはいいのですが、動物炉で個体で焼きたいという方がおられるとします、何匹も一緒に。そこが壊れているのか、できなくなったのでしょうか、それとも機械の都合でできないのでしょうか。今できなくなっているみたいなのです。個体で焼いて、骨をいただきたいというのが。だから、まとめて焼くようになっているらしいのです。それはそれでどこかの霊園でちゃんと弔いをしてきているということなのですけれども、個体でできないというわけはどういうことなのでしょう。

(環境課長) 申しわけございません。今お答えできませんので、調べていただいで、後ほど回答させていただきます。

(環境経済部副部長) 4年ぐらい前の話なもので、ちょっとうろ覚えで申しわけないのですが、犬、それから猫等につきましては、一般廃棄物であるということになりますと、火葬場での焼却ができないとい

うことを県央のほうから申し出がありまして、その関係で受けられないというお話を伺いました。

以上です。

（菅野）多分最初は個体でもやれますよ、そのかわり1万幾らかかりますよ、全体でやると、体重によってですけども、例えば10キロちょっと過ぎていけば五、六千円ですよとか、そういうふうに言っていたんですけども、制度が途中で変わったのですね、個体ではできないというふうには。

（環境経済部副部長）申しわけございません。今私が答えたものにつきましては、道路上等で亡くなった犬のことでございまして……

（菅野）道路ではなくて飼い犬。

（環境経済部副部長）飼い犬ですね。申しわけありません。飼い犬につきましては、個体ということについては私はつかんでおりませんので、調べてということをお願いいたします。失礼しました。

（菅野）それから、合併浄化槽の補助事業で……合併浄化槽ではない。ごみ処理施設です。去年1億、ことし1億、それで前に5億で、7億積んでいるわけですけども、249億がかかる事業だというわけですけども、大体どこら辺まで決まっているのか。今回議会の報告見ますと、近隣の方が迷惑施設なのだから、温泉だの温水を農業施設に回すようにとか、そんなのもやってほしいという要望がもう早々来ているわけ。あとは、場所が大変水の出るところなので、それはどうなのかという声も何件か来ていましたけれども、249億という試算が出ているわけですから、幾らまで積立金をやって事業化までやっていくのかとか、それから基本的にこういう部分はこうだときっちり決まっている部分がありましたらこの範囲でお聞きしたいと思います。

（環境課長）249億というのは、あくまでも今決まっている施設の整備費用でございます。したがって、それにはまず消費税も入っておりませんし、本当に本体工事だけといいますか、ごみを燃やす施設や粗大ごみを処理する施設やプラスチックを資源化する施設、ストックヤード、このようなものだけが249億円ということで組合のほうから伺っており

ます。どこまで決まっているかということをございますけれども、今年度につきましては26年度、27年度で策定いたしました組合の一般廃棄物処理基本計画によって今の249億円というのは出ているのですけれども、それを今年度さらにもっと精度を上げるために施設整備基本計画というものを今策定しているところをございます。そこでもう一度人口の推計ですとかごみ量の推計ですとか、そういったことをやっているというふうに聞いております。そのほかには、建設候補地の測量調査ですとか地質調査、それから周りの環境に与える影響を調査するというので、環境影響評価の準備書の策定に移っております。それから、実際の事業をどのような事業方式でやったらいいのかというのを調査するというので、P F I 等導入可能性調査というものを現在組合ではやっております。以上です。

（菅野）基本理念として、ごみを持つことについて、お金をかけないで、最低限のお金でやってほしいというのが市民の願いです。それにはやはり分別をして、市民の皆さんがきっちり分別をすることが最終的には環境汚染もなくし、安くできるというところにつながると思うのです。でも、今までの書類をちょこっと読みますと、温度を上げるためにプラスチックなども今回は燃やすとは書いていないけれども、燃やす見込みがありそうな文書になっているわけですけれども、本当はごみなのですから、最低限で環境の負荷を少なくして燃やして、それが基本だと思うのですから、理念というのはどういうことを考えているでしょう。プラスチックはもう燃やすと、今後は。そうすると、黄色いごみなんか要らないで一気に燃やすと。どこか変わる部分があるのか。

（環境課長）先ほどごみを燃やす量をふやすためにプラスチックを燃やすというお話だったかと思うのですけれども、決してそういうことではなくて、まずは市民から出していただくごみは資源化をして、それでも資源化できないものは最終的に焼却するとか、基本的にはそんなことになると思います。それで、ごみを処理するに当たって基本的な理念はどうなっているのかというご質問でございますが、組合が作り出した一般廃棄物の処理基本計画を見ますと、まず基本理念では、「豊か

な自然環境と、豊かな暮らしが調和し両立する地域を目指して、ごみ処理の広域化を進めます。」ということになっておりまして、基本方針が5つあります。

その1番目は、持続可能な循環型社会の形成、これは一番重要なことだと思います。

2番目として、ごみ処理サービスの向上。これはどういうことかといいますと、なかなかわかりづらい、ごみの出し方がわかりづらい、特にこれから高齢化社会が進みますので、高齢者にとってわかりにくいごみの分別だと、これは市民の方の分別が進まないの、わかりやすくしようということでごみ処理サービスの向上。

それと、基本方針の3番目としまして、民間施設を活用したごみ処理体制の構築ということをございまして、これは例えば鴻巣市においては、今上谷にストック場がございますので、そういった既存の施設をうまく活用しましょうと、そういうような内容でございます。

基本方針の4番目、環境保全・災害対応型施設の整備ということでございます。これは、もう言うまでもなくダイオキシン類ですとかそういった公害対策はもちろんですけれども、地球温暖化防止の省エネルギー、それから災害いつ起きるかわかりませんので、そういった非常時の対応にも努めますという内容でございます。

基本方針の5番目として、ごみ処理の費用負担の軽減ということでございます。資源化を進めるのはもちろん大切なのですけれども、それと相反する形として経済性という問題もありますので、先ほども菅野委員のご質問にありましたけれども、幾ら資源化が進んでもお金がかかってはしょうがないので、その辺のバランスを考えて施設の整備を進めていくということでございます。

以上です。

(菅野) 結局行田と鴻巣を見ても全然違うのです。行田の広報か何か見ると、鴻巣と一緒にやるけれども、鴻巣は細かく分けているそうだから、自分たちは大変だなんて、何かちらっとそんな空気が見えるのです。行田はある程度まとめて出していますから、プラスチックのお皿みたいな

の一緒に出している感じですが。それと、年にとって分別がわかりづらいというのは確かにあります。先ほどのお話ではないけれども、黄色いごみの中に、要するにジュースを飲んだプラスチックのあれが入っているのです。みんな置いていかれます。そういうのに入ったの置いていかれます。ジュースのプラスチックのが入っているわけですから、だからきれいに洗えばいいと思って捨てる人がいるのです。だから、毎回うちのところ置いていかれるから、とって外して月曜日のに入れるわけですがけれども、でもそんなの出した人は知りませんけれども。だから、ああ、これは3つの自治体でやるのは大変なことだと思いますけれども、どちらにしろ最低限の費用で安全な装置としてできるようやってほしいと思うわけです。

それで、積立金としては結局着工までにどれぐらい、毎年今後は1億を積んでいくのですか。ちょっとお答えがなかったのです。

（環境課長）今後につきましては、組合の計画の進行状況を見つつ、将来の本市の財政状況を勘案しながら積み立てを行っていきたいと考えております。

以上です。

（菅野）次、産地パワーアップ事業ですがけれども、これは文字どおり、本会議場でもやりましたけれども、T P P 対応だと思うのです。66ヘクタールを79ヘクタールって、大変大きな農家です。T P P で言わせていただきますと、よく新聞紙上で言われていますけれども、まだ決まっていませんよね。だって、アメリカの今大統領選挙やっていて、クリントンさんもトランプさんもT P P には反対だと言っているではないですか。安倍首相に何で決まらないのに日本だけこんな先行してやるのだと。しかも、鴻巣でもこんな66ヘクタールなんてとんでもないですよ。一番多いのが稲作です。統計このす版で見ると、一番多いのが稲作で、22万6,000の作付面積のうち17万1,000って、76%が稲作なのです。一番稲作で、T P P に対応する農家がそもそも何軒あるのかと。そういうところに私たちの血税が使われていくというのは非常におかしいと思うわけです。それで、規模でいうと、何といたって一番多く見積もっても2か

ら3ヘクタール以下、0.5ヘクタールから3ヘクタール以下が農家数の70%なのです。そんなの66ヘクタールから79なんていうのは、農家ができないというところを借りて、多分大きな圃場にして機械で一気にぎいっとやっているのだと思うのですけれども、1軒の農家です。こういう政府が進めている認定農家は保障されるけれども、小さな農家は全部切り捨てられるという政府の稲作の施策そのものなのですけれども、そうするとこれに対応する認定農家って、水稲やっている農家ってどれほどいるのですか、鴻巣に。

(産業振興課長) 穀類という形で50ヘクタール以上になりますと、個人でやっている方が2名、法人格でやっているものが1名、3名でございます。

(菅野) 3名にしか適合しないところにこれだけの税を投下するというのは、本当にいかななものかと思うのです。要するに日本の隅々にきっちりとした農業政策がいけば、山間地が多いわけですから、日本は、そういうところをきっちり自然を守ってきたわけです。これが広い大きなところだけを耕す人しかいなくなれば、ますます国土は荒れていくと思うのです。それで、今見ても私たちの周りで耕作放棄地が本当にふえています。うちの近所でいうと、天神3丁目なんて、生出塚の川挟んだこっちなんかは、本当のいい町なかですけれども、でも田んぼなんかつくられないでずっと雑草が生えています。結構回っていくとそういうところがあります。鴻巣において耕作放棄地の問題はどのような状況になっているのでしょうか。

(産業振興課長) 耕作放棄地につきましては、ここ数年減っておりますが、27年度は若干上昇しているというような状況でございます。

(菅野) ヘクタール数なんてわからないですか。

(産業振興課長) 申しわけありません。面積はちょっと現在把握しておりません。

(菅野) これ部長にお聞きしたいのですけれども、TPPが批准もされていないのに、下々で県が予算をつけて、自民党の政策なのでしょうけれども、どんどん進めていくと。要するに小さい農家なんか要らないと

ということですよね。山間地だって、幾ら金出すよと決めても全然そんなの施策としてできないではないですか。決めたって0.何%しか実行されていない。政府の稲作や日本の農業に対するやり方は、もうひとえに大企業がもうかるようにというやり方なのですからけれども、例えば今回個人の方が2名といいますよね。個人の方が2名という人が、では未来永劫66ヘクタールから79ヘクタールもやり続けられるのかと、後継者がちゃんといえるのかと、それも思うわけです。ですから、鴻巣で農業守るのならT P Pを推進するのではなくて、圧倒的多い3ヘクタール以下とか、こういう人たちの営農を守るのが本筋だと思うのですが、今回の支出に鑑みて、こういう本当に投下すべき鴻巣の施策についてはどう考えるのかお聞きします。

（環境経済部長）大きな農業問題という視点になろうかと思えます。この農業問題の中では、やはり農業に就業していく、農業に携わる人が減ってきている。そういった中で、今の農業の体系を守っていかなくてはならない。こういった国土、緑豊かな国土、こういったものを守っていかなくてはならない。ということは、少ない人数でも守っていけるような体系、そういったものを構築していかないとこの国の将来は危ぶまれます。危ぶまれるって、危険ですけれども、適当な言葉がないですけれども、困った問題になっていくということが言えるかと思えます。その中では、大型化していくという、産地パワーアップですけれども、大規模化していく。なかなかやっぱりどうして農業は後継者が続かないのかといたら、やはり小さい単位であるがゆえに採算性が余りよくない。ですから、採算性がよくないものを親の代で、では息子にやってみないかと言っても、なかなかそれを継いでやっていくということにつながっていかない。そういったものをやはり採算のとれるような、家族を養っていけるような形になっていけば、これは農業が継続してできるというような形がありますので、これは前から言われておりましたけれども、ここの中でも臨時予算で、やはりより農業の効率化を進めるということでこういった補助制度を活用するというので、一つの農業制度です。ただ、ほかに農業制度は、それでは個別の小さい農家がいいのかといっ

たこともあります。小さい農家でないとできないところもあります。そういうところにつきましては、経営所得安定対策というような個々に経営の所得がある程度安定できるような、そういった施策もあります。また、なかなか耕作放棄地の問題もありますけれども、やはりどうしてもやっていけない、耕作が続けていけないといった場合には、今中間管理事業ということで、誰かにまとめて任せていく。ということは、大型化につながるのですけれども、大型化というのは効率を追求するというで、中間管理機構、埼玉県では県の農林公社、ここが個々の農地、図面で見てもびっくりしましたけれども、本当に農地が細かく分散しているのです。それをどうぞということで貸し出してくれる、そういったことをまとめていくということで、まとめていくことによって効率を上げていくというような事業もあります。

また、圃場の整備といいますか、維持管理という面で、それでは少ない農家で維持管理が、水路や道路、そういったものができるのかというところが問題になってきます。そこにつきましては、多面的機能交付金ということで、地域の皆さんがグループをつくってそういった農地の多面性、水の保全とか緑である、酸素の供給源とか、そういった水生生物とか、自然がそこに保てるというような多面性が農地にはあるわけです。そういったものを維持していくというために地域の皆さんがグループになって、そこでそういったことに取り組むということにつきまして補助金が出ていくということで、これにつきましては平成27年度でも、従来4団体なのです。それが9団体になるように地域の方々もそういったところに公募していただいてやっているという。ですから、大きいものから小さいものまで、そういったいろいろなものを投じて農業政策やっていかななくてはならないかなと思っております。

以上です。

（菅野）全く破綻している自民党の農政をそのまま言っています。それを言っていれば部長として安泰なのでしょうけれども、国のやるとおり市がやるのであって、それをやらなくては部長は務まりませんから、前も言いましたけれども、農地の中間管理機構なんかは305億円も市がやり

ましたけれども、実際借り入れ面積は2014年8月で552.4ヘクタール、日本です。目標の0.3%です。鴻巣だって知らない人には貸したくないしとか、そんなに全国的にも、基金が積み上がる一方で、予算がちゃんと使われていません。そして、今まで最も有効だったのが2015年に米価変動補填交付金を廃止したりしましたよね。ですから、そういう……

（委員長）菅野委員、これ国のことを言われても答弁できないので、今回の市の議案について質問してください。

（菅野）そういう政治の一端を担っているではないですか。国の政治の一端を担っているのですよ、TPP関連でこの事業になっているのですから。66から79、TPPに決まっているでない。第1次安倍内閣がおかしいという、大もとの一番言い出したオバマ氏……

（委員長）国の政策をここで質問しても答えられないのですよ、菅野委員。

（菅野）ここが決まっていけないのにおかしいではないですかと言っているのですよ。

（委員長）国の施策を質問しても、部長、執行部は答えられないので、答えられる質問をしてください。

（菅野）全く国の施策が正しいと、だって向こうが答弁が言うからですよ。国の施策なんか正しくないです。有効に活動していません。一番有効な施策をやめておいて、次から次農家を切り捨てる農政をしているわけです。

では、聞きますけれども、聞きます。いいね。鴻巣の3ヘクタール以下の農家がやっていける農政というのは、市としてどう行っていけばいいと考えているのか、これだね。

（環境経済部長）小規模でも、面積が少なくてもやっていける農家というようなことですけれども、それは答えになるかというのはありますけれども、小さい面積でも収益が高いということになっていけば、これは採算がとれていく。ということになれば、農家が継続、営農できていくという環境になっていくかと思われまます。そこにつきましては、これだという一つの特効薬はなかなか見つかりませんが、そういった視

点でいろいろな研究が必要かと思います。

私も農業委員さんの研修で同席した中では、三浦半島、大根の産地ですけれども、そういった中では2.5作というのですか、単一ではなくて、大根をとった後にキャベツをやる。そして、スイカもとれるとか、そういった1つの畑からいろんなものが年間通してそこから収益が生じてくるということになりますと、やはりそこは効率がよくなっていくということで、ただ農家の人には休みがなかなかないですけれども、年間通してそこから収益が上がっていくということは、やはり一つの営農環境が整っていくということで、収益率の高い。ほかで見るとは、施設栽培ではイチゴなんかは収益が高い品種というようなことで、それには資本投下が必要ですがけれども、そういった環境を整えていくと。ですから、やはり花の施設園芸という形がこの地域で根づいてきているのもそういったことで、面積ではなく小さい面積で収益を上げるような工夫が皆さん努力されている中で続けられているというふうに考えております。

（菅野）そのとおりなのですけれども、ですからそれこそ農家の方が言います。昔はここらで、不作なんてことないですから、つくればできるのですから、2町も田んぼを持っていれば、本当に大農家で、農家で食べていけたと。2町なんて持っている農家は余りありません。でも、今は2町なんか持っていたら逆にどこかに貸し付けて、土地改良区の金払ったり何なり、金だけかかって、税金は大したことないけれども、本当にそれは家計を圧迫していると。農業政策で言われている70歳以上が5割を超えているわけです、農業就労人口が。それで、あれもつくりなさい、これもつくりなさい、できっこないです。なぜ稲作をするかというのと、先祖伝来の土地があるから、機械が動くうちは何とかやらざるを得ないと、腰を曲げてやっているわけです。

ですから、コウノトリでどうたらこうたらといったって、有機農法も何もいつまで農業できるかわからないからといって北本なんかコウノトリの条例に反対したではないですか、農家の人に聞きに行ったら。70過ぎてもういつまでできるかわからないと。息子になんか農業引き継がせないと、採算が合わないのですから。米価もどんどん下げられているわけ

です。それで、今まで有効だった施策を安倍政権になってからどんどん先ほど言ったように、価格保証制度をやめて、政府がちゃんと需給やって決めるのだよというのを放棄してしまっているわけです。そんな中、こういうTPPに沿って、大農家をさらに招聘するような政策といっても、鴻巣で対象になるのが個人が2で団体が1では、どう考えても市民の、国から含めてやってくる税金ですけれども、私たちの税の有効な使い道とは思えないと思うのです。安全な食料は日本の大地からというのは、国民の本当に願いですので、本来ならば市が独自でそれなりの米価、営農補償などやって、高齢者の皆さんの努力に報いるということができるのか、米価保証ができるのかお聞きします。

（環境経済部長）米の価格といったところで、農作物につきましては確かに食管制度ということで国が保障してくれた、そういった時代であれば経営が成り立っていく。それがやはり自由ということで、これ我々の社会が基本ですから、そういったことになろうかと思えます。確かに農作物は豊作であると価格が下がってしまうというようなところ、気象の、気候の変動も受けやすいし、そのところで作況指数の中から豊作になってくると価格の変動も生じてくるという中で、経営というのは難しい部分があります。そういった中で、経営を続けていかなくはならない。また、当然人間は1年1年、年とっていきますので、それが後継者がいないとなれば、もう経営者の平均年齢は上がってしまうという中で、一つの例では集団というのですか、農事組合というような形で、個人でやっていたものが何人かでまとまって共同で機械を購入、共同でやっぺこうといった例が見られます。そういったことが見られると、先日窓口に来られた方も、こちらの耕作放棄地が近くにあるのだけれども、これは利用権というのですか、それを設定して、集団でやっぱり管理していかうよというような方向で、地域の圃場を管理していくというような形で、やはり集団でやっていくという方向が今後の一つの活路かなというふうに考えます。

（菅野）それは、政府の言っていることですよ。集団でやりなさい、大規模にやりなさいというのは、政府の言っている域を超えていません。

では、集団に全然なじまない遠隔地域っていっぱいあるわけですが、これほど米つくっている方がいるのですから、鴻巣全土に。ですから、やはり市独自で大型開発ばかり何億という金使うの惜しくないというのではなくて、農業をやっていけるように、まして主食の米なのですから、何がしかの補助をします。例えば政府が削った分について、全部ではなくても出荷額に応じて何%なり何十%なり、そういうお金の使い方が独自にできませんかということを知っているのです。検討する余地はありませんかということ聞いています。

（環境経済部長）なかなかこの農業問題につきまして、市独自ということで、市は市としても農業環境を守るためにいろんな農地ケア、農業の改善、構造というようなことで、いろんな面で、若干というところは語弊あるかと思いますが、予算のできる範囲でそういったものを用意させていただいております。ただ、まとまった事業となれば国、県の事業を有効に活用するということがやはり有効に事業に反映していくということと考えております。

以上です。

（菅野）かつて他用途米ということで、60キロでしょうか、1,500円とか1,000円とか、市独自で出していたことありませんでしたか。他用途米という名目で出していた気がするのです。いろんな減反政策なんか始まった当初、余りに影響が大きいということで市独自で出していたのを覚えているのですけれども、そんなのはわからないか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）大変菅野委員さんの、昔の制度からいいまして、確かに米の過剰というふうなことで、米をつくれ、つくれという時代で、つくるのはいいのですけれども、部長の答弁ありましたように、大変とれ過ぎてしまいますと余剰米というふうなことで、さて、困ったというふうなことで、昔他用途米というふうな形の制度の導入というものがあつた時代があります。ただ、今先ほどの経営所得安定対策事業とか、いろいろ制度が時々国の政策の中で変わっていく中で、菅野委員さん言われるように小さな農家とか、その辺のもの、農家のものに対する補助とか、大規模農家については十分ご理解していた

だいているかと思えますけれども、やはりそういったものにつきましては時々の政府の政策によりまして、今他用途米ということではなく加工米とか飼料米とか、これ本来普通の米と変わらないのですけれども、普通の米が余ってしまっていますので、そういったものを飼料用米にしたりとか加工米にしたりとか、米粉用の米にして6次産業化的なものにしていくというのが今国の制度でございます。ですから、いろいろ小さな農家さんにつきましても、米以外のものをつくれば奨励金としてJAのほうで補助をしますとか、一つのソバとか何か、野菜関係とか、そういったものをつくることによって違った制度で、今の国の政策の中で十分農家さんのほうの支援をしているというふうなことの、市のほうでは若干補助事業的については補助金等はないのですけれども、JAさんのほうでは全農さんのもとにいろいろ制度を抱えながら、小さな農家に対しても支援をしている状況です。

以上です。

（羽鳥）それでは、17ページの埼玉県央広域事務組合のほうの火葬場負担金なのですが、確認させていただきませんが、毎年9月の定例会において約5,400万円が補正として計上されているかを確認いたします。

（環境課長）お答えいたします。

平成26年度が5,428万6,000円、平成27年度が5,427万2,000円、今年度が5,428万5,000円でございます。

（羽鳥）そうしますと、例年どおりということで、ほぼ交付金決定して、この季節に、9月定例会に計上するということなのですが、火葬場のほうの需要のほうは鴻巣市においてはほぼ変わらないわけなのでしょうか、件数のほうは。

（環境課長）県央のほうから利用した件数の報告が市のほうにございます。大変申しわけないのですが、その数字を今掌握しておりませんので、後ほど、恐れ入りますが、回答させていただきたいと思えます。

（羽鳥）組合のほうがあるので、詳細についてここで聞くべきではないと思っているのですが、今葬儀のほうの形態も随分変わってきまして、家族葬とか、または直葬とか、そういう形でだんだん規模が小さくなっ

ておるのです。そういう点において、鴻巣市のほうからも施設のほうの再整備ということをやはり鑑みなくてはいけないかというふうに考えております。それとともに、建設当時私覚えておるのですが、炉のほうがたしかあと2つぐらい増設ができるはずだったと思うのですが、それ将来的に考えているという話があったのですが、そのほうの進捗のほうもなかなか聞こえてこないものですから、ちょっとわかる範囲でここでお聞きをいたします。

（環境課長）毎年県央広域事務組合で担当課長会議というのがございます。斎場の関係、消防の関係、財政の関係の構成市の担当者が来まして、会議、いろいろ説明があるのですけれども、その中では特に伺っておりません。

以上です。

（羽鳥）それでは、次の下のところの合併処理浄化槽設置補助事業についてお聞きをいたしますが、なかなかこちらのほうで補正が出たのは珍しいような記憶があったのですが、例年だと15基で間に合っていたわけですね。それをまず確認いたします。

（環境課長）平成27年度は、たしか3基だったと思うのですけれども、過去から申し上げますと、平成25年度が10基、平成26年度が12基、平成27年度が3基でございます。

（羽鳥）そうしますと、今までは予定していた予算計上の中の枠内で十分済んでおったのが、ちょっと今年度うれしい悲鳴なのですが、新築着工件数がふえたのですか。

（環境課長）合併浄化槽の補助は、新築では今出なくなってしまったので、転換がふえているのですけれども、その要因といたしましては、県の制度が変わりまして、配管の配管費に係る補助が、新たにその制度が新設されまして、それとあわせまして補助金のほうの額も上乘せをしておりますので、そのようなことから申請件数がふえたものと考えております。

（羽鳥）そうしますと、今回補正では5基分なのですが、今後この合併浄化槽の設置補助金はふえていく傾向というふうに覚悟しておいたほう

がいいというふうな理解でよろしいでしょうか。

（環境課長）ここ数年の動向を見ましても、やっぱりふえていく傾向にはあると思います。ただ、市のほうではこの補助の制度をPRはしているのですが、業者さんが一生懸命営業活動をしませんとなかなかお客さんが見つからないので、そのような問題も少しはあると思います。

（羽鳥）それでは、次のごみ処理施設等整備基金の積立金なのですが、これも計画どおりというか、補正なのですが、1億円計上しておるのですが、基本的には5.5ヘクタールの敷地の中で、総事業費が249億円という形で数字が出ておるのですが、組合がこちらもあるので、ちょっと私委員として非常にシンプルな質問をさせてもらうのですが、249億円という見積もりが本体の施設、これが方式が決まっておらないのになぜ見積もりができるのか非常に疑問に思うのです。といいますのが、私の知識ではやはりストーカー方式と熔融炉方式、この大きな方式の違いがあるわけなのですが、熔融炉方式、非常にコストが高いというふうに認識しておるのです。数字的にいうともう3割以上の格差があると思うのですが、それが決定していないのになぜ249億という額が見積もりとして出せるのかが、非常にシンプルな疑問なのですが、今生じておりますので、その説明をいただきたいと思います。

（環境課長）この249億円といいますのは、組合がある一定の仕様を決めて、プラントメーカーにアンケート調査しております。こういったごみ量をこういった性能でつくった場合幾らかかりますかというような、簡単にいいますとそういうアンケートなのですけれども、それをいろんな処理方式を持っているところにアンケートをしまして、その平均値をとっているものでございます。したがって、処理方式が一つ決まって、その金額ということではございません。

以上です。

（羽鳥）私、最初この処理施設の建設が、3市で行うということで決まったときに200億円からスタートしていったわけなのですが、それが少し具体的になって249億円かというふうに思っておったのですが、これも建設時において250億円近くで済んでも、実際10年間ランニングコストで考

えたらどちらの方式のほうがかかるかとか、それ全く違うものであって、正直この数字を公表してしまうことは非常に難しいのかなというふうにちょっと理解しておったのです。それとともに、行田市小針の彩北清掃組合、今は環境資源組合になったわけなのですが、あちらのほうに埋まっている焼却灰の処理なんかも、それも当然必要になってくると、処理費用として、精算費用として私は必要かというふうに考えておるので、それを考えると、新設なので、あっさりと249億というふうに考えていて間違いはないのでしょうか。

（環境課長）この額につきましては、先ほどの質問にもございましたけれども、熱回収施設、焼却であればごみを燃やす施設、それと粗大ごみ処理施設と不燃物処理施設、それからプラスチック資源化施設、それとストックヤード、この費用を積算したものでございますので、これ以外にも外構費ですとか用地取得費ですとか、そういったものがまだ必要になってくると思いますので、この249億円というのはまだ途中の数字といいたいまいしょうか、そういった数字でございます。

（羽鳥）では、この数字の上に、この間地元の住民の方からの要望書がありました、そちらの附帯施設が欲しいということがあった場合は、オプションというのなんですが、付加的にくっついてくるというふうに理解しておればいいわけですね。

（環境課長）そのとおりでございまして、もちろん地元につくるわけですので、地元の皆さんとしてはここの道路を整備してほしいとか、水路を整備してほしいとか、そういったご要望がございまして、幾ら今は迷惑施設ではないといいますが、土地を提供してごみ処理施設の建設に賛成してくれるわけですので、そういった周辺整備というのは必要になってくるかと思えます。

（羽鳥）それで、今回の基金なのですが、この基金はあくまでも建設する部分のもののための基金というふうに理解しておけばよろしいですね。といいますのも、ごみ処理施設等整備基金という、等が入っているものですから、その部分がどこの枠まで入るのかなというのをちょっと確認をしておきたかったものですから、質問させていただきます。

(環境課長) 今お話しにございましたように、この基金条例はごみ処理施設等の整備に要する費用の財源に充てるためというふうに目的がなっております。このようなことから、財政状況ですとかを見ながら必要に応じてこの基金を活用したいというふうに考えております。

(羽鳥) それでは、下の可燃、不燃ごみ処分事業についてお聞きをいたします。この上谷ストック場の飛散防止のネットなのですが、このネットは耐用年数どれぐらいを考えておるのかをお聞きしたいと思います。

(環境課長) 実はこの上谷ストック場には既に既存の飛散防止のネットが設置してあります。これは、既存の施設は平成22年度に建設したものでございますので、やはり5年ぐらいで、ネットといいますが緑色のナイロンのネットですので、当然消耗するものでございますので、その程度はもたせたいというふうに考えております。

(羽鳥) このネットなのですが、紫外線で経年劣化してしまうのでしょうか、それともやはりごみを覆う形か何かで接触によっての劣化が激しいのでしょうか。

(環境課長) 両方あると思います。もちろん紫外線もありますが、風が吹きますとかなり揺らされてしまいますので、そういったことでこすれたりですとか引っ張られたりですとか、そういったこともあると思います。また、開閉をする際に、ブラインドのように引っ張ってやるのですけれども、その開閉の際も摩耗する原因になると思います。以上です。

(羽鳥) これは、平成22年度に以前のもを設置したそうなのですが、材質的には平成22年のときの材質とは変わらないのでしょうか。新しい製品として材料も変わっていくとか、そういう変化はないのでしょうか。

(環境課長) 基本的には同じものを考えております。

(羽鳥) では、最後の、次のところの産地パワーアップ事業についてお聞きしたいのですが、この補助金なのですが、非常に特殊な補助金といえますか、T P Pに対する対応が国のほうでされたわけなのでしょうが、今回のエントリーは団体ですか、個人ですか。その方が自主的にエントリーをしたのでしょうか。申請をしたのでしょうか。それをお聞きいた

します。

（産業振興課長）今回の事業に関しましては、個人の申請となっております。経緯ですけれども、ことしの1月にこの制度ができて、関東農政局で1月26日に説明会、農業者向けの説明会を実施しております。その中で、2月9日の水田農業推進協議会の会場にて1名の方がトライしたいという、エントリーしたい旨の申し出があり動き始めた事業でございます。

（羽鳥）そうしますと、ちょっと私も国のほうの枠の大きさがわからないのですが、今後鴻巣市としても市内においての農業者の方にこの制度を推奨してくのかどうかをお聞きいたします。

（産業振興課長）この制度につきましては、エントリーが非常にハードルが高いものですから、もちろん希望があればやっていくのですが、そういうものの紹介を各種会議でご紹介していくというようなこととなります。

（羽鳥）やはり一部の方が農業認定者をとって一生懸命農業やっていこうという方が鴻巣市内、ありがたいことにいらっしゃいますので、その方にエントリーの方法をよく指導するというか、お勧めしていった形での農業の拡大、繁栄をお願いしたいと思うのですが、その点について担当課としての意気込みを確認したいと思います。

（産業振興課長）先ほどもちょっと申し上げましたが、このエントリーの締め切りが実際には4月の下旬ということで、ちょっと延ばされて連休明けだったのですけれども、そこから実際の承認というか、そこをいただいたのが実質7月までずれ込んでおります。その間に随分さいたま農林振興センターのほうに事業者の方が、産業振興課の職員も同行しているのですけれども、行っております。それで、最終的に認可というか、補助がおりるという運びになったわけですが、非常にハードルすごく高いのですけれども、事務的な面とか、実際に効率化とか経費の縮減化とか、そういったものがすごく要求されますので、今回一例をうちのほうでも担当させていただきましたので、今後につきましてはエントリーの意思がある方につきましてはバックアップしていきたいと考えております。

以上です。

（金子）今の18ページの産地パワーアップ事業ということでちょっとお聞きします。名前のおりパワーアップということで、より農業を振興するために拡大させるような事業ということでございますけれども、この事業、金額的に大きいですけれども、これだけの金額になりますと、やはり決定した要因とか、それとあと条件とか、例えばほかの委員さんもありますけれども、後継者がいるとかあったかと思えますけれども、後継者不足でそういうものは後継者がいるから、こういうのが主な主要な要因ということであるのかなと思うのですけれども、わかる範囲で結構ですので、ちょっとお聞きしたいと思います。

（産業振興課長）こちらの個人なのですけれども、吹上明用地区の方でございます。採択条件ということで先ほども申し上げましたとおり、米については66から79にアップさせる、麦につきましては40ヘクタールから89ヘクタールにアップさせるということの、これはあくまで計画でございます。それを本年度採択されたものは3年間ということで、30年までに目標達成という形になります。このお宅は、後継者の方もいらっしゃいますので、その辺も採択の要件にはなろうかと思っています。以上でございます。

（金子）そうしますと、今のお話の中の耕作ということで、面積的には66、水稻のほう、79、麦のほうは40から89と。麦のほう結構拡大されると、倍以上。これは、同じ畑ということで二毛作ですか、そんなような感じで、裏作みたいな麦のほうを拡大して、余剰労力と言っただけなんですけれども、余剰生産ができると思うのですけれども、米だけではなくて。そういうことで図っているかと思うのですけれども、この事業をすることによって、確かに個人の方は非常に潤うかなと思うのですけれども、こういうふうな補助した市に対するメリットとか何かあるのでしょうか。例えばそれをPRして、やはり鴻巣はこれだけ農業を振興しているよとか、そういうものが、つながるものがあればちょっとお聞きしたいのですけれども。

（産業振興課長）その辺については、ちょっと非常に難しいところかと

思います。今回の採択要件の中では、生産コストまたは加工コスト10%の縮減ということで挙げられておりました、大規模化することによってその辺の経費的なものも縮減が図れる。また、今回整備します先ほど申しました乾燥調整施設等を自分の手元というか、近くに置くことによってその辺のカントリーエレベーターとかを使うコストの削減ということにはなろうかと思えます。それが市のほうにどのぐらい反映するかについてはちょっとわからないところでございます。

(加藤) では、私のほうから1点だけ。産地パワーアップの関係です。先ほど菅野委員のほうもおっしゃっていたところで、非常に難しい問題だと思うのです。やっぱり強い存在をつくっていかないとという側面もありながら、一方で委員のおっしゃった小さなところが多いものですから、そこへの配慮という両面があるかと思えます。その中で、鴻巣も埼玉県も、あるいは日本全体として生産年齢人口が不足していて、人口減少社会になってきますので、両方をやっていくのは非常に難しいと思うのですけれども、その中で先ほど大きな面積でやるところの対象のところは個人で2、それ以外が1ですか、合計で3のところはそういう候補であるということだったと思うのですけれども、それ以外に見込みのあるサイズの農家さんって結構あるのですか。

(産業振興課長) 今採択要件というか、そういうことで言っていたところなのですが、実際に50ヘクタール以上、それは今現在の実績であります。この産地パワーアップ事業につきましては、そこを目標にということですので、それより若干低くても採択の要件には計画で上回れば大丈夫という形になります。申しわけありませんが、その個数についてはちょっと把握しておりませんので。

(加藤) 県の助成、県の補助なので、いろんなタイプが、この農業だけでなくもある中で、結構県の施策になってくると県がイニシアチブをかなりとってやっていくものもあれば、あるいは市町村のほうに、こういったことで全体を進めていきたいから、市町村のほうでいろんなところにアナウンスしながら底上げを頑張ってくださいねというのがあると思うのです。ニュアンスとして今回のやつなんかは県がかなり主導だ

ったかなど、これ推測なのですけれども、するのですけれども、どんな感じですか。

（産業振興課長）本事業につきましては、市の補助金が実際伴いませんので、関東農政局が初めに農業者説明会とか、そういうことをやっているような状況でございますので、市主導という形ではないのですが、市は協力という、バックアップというような形で今回の申請はしたところでございます。

（委員長）では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）71号、鴻巣市一般会計補正予算に反対討論を行います。

この産地パワーアップ事業に1,937万9,000円が計上されました。これは、ひとえに国、世界、アメリカが提唱するT P Pに参画するものです。アメリカでさえまだ大統領選さなかに2人の大統領候補がT P P反対と言っているときに、安倍内閣のもとで日本がどんどん推し進めて、それが鴻巣に結局この制度が舞いおりてきたということです。かつて日本は、食管制度のもとで生産者には再生産できる生産者米価を、消費者には物価の安定につながる消費者米価をとということで、戦後の日本の荒廃から立ち直ってきたのが日本の状況です。

そして、そうしたもとで国の隅々で米作が、特に水稻がつくられてきました。鴻巣でも0.5ヘクタールから1ヘクタールが533、1.0から1.5ヘクタールが354、1.5から2.0が251と、これ足しますと1,138になりまして、全体が1,632ですから、7割が2.0以下という、0.5から2.0が7割に、耕作面積に入るといふ、やはり小さな先祖から受け継いだ田んぼ、日本の隅々できっちり耕作する中で食料の自給率を図ってきたものです。政府は、義務輸入米と称して毎年77万トンも外国からどんどん輸入をし、それをいろんな名目で市場に流しているわけなのですけれども、安全な食料は日本の大地からという国民の願いとT P Pとは背くものでもありますし、今後高齢者がどんどんふえていく中で、特に農業を担う方は70歳以上が多数を占めるという状況の中で、本来国民の食料を守るという立場

で、これは制度としてはそれにそぐわないものであると思います。日本が豊かであるというなら、この大地でできるお米をいっぱいつくって、世界で今8億も飢えている人がいるのです。そこに、封をあければすぐ食べられるような御飯もつくれますし、水をちょっと注げば食べられる御飯というのものもあるわけです。幾らでも世界の平和に、日本が稲作一つでも貢献するなら、軍事費なんか要りません。どこの国が攻めてくるのかと。命を守ることが本当に将来の日本の平和にもつながることである点を指摘し、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(大塚) それでは、従来どおり座ったまま討論させていただきます。よろしく願いいたします。委員長、よろしいですか、座ったままで。

(委員長) 座ったままでどうぞ。

(大塚) 今回の補正予算の中で産地アップに関する部分ではありますが、あくまでも国、県、市もできるだけ農業後継者、農業従事者に手を差し伸べたいという思いは必ず持っていると思います。しかしながら、今現状の鴻巣も含めた小規模の農家が多いという日本の実情も含めると、なかなかこれといった効率性の高いが見当たらないと思います。そこで、今回の県の補助事業ではありますが、あくまでも小規模の農業関係者、従事者、また後継者不足というのも含め、高齢化している現状を見て、小さいだけでは生活費、生活をしていくにはかなり厳しいという現状を見て、今回出てきたのがいわゆる集約化、集団化に向けて農業の道を途絶えることなく開こうというふうに私は理解をいたしました。

先ほどの答弁の中にも、今現在この補助に見合うような規模は合計3団体程度という答弁もありましたが、まさに小さいままどうしようと悩んでいるのではなくて、集約化していきましようというその道筋を今回立てるためには非常にいい事例になるかなと思います。今回の3年以内という期限もありますので、ぜひへこたれることなく、見事に3年以内に一つの例をつくり上げていただいて、他の小規模の事業者さんに対しても今回の事例が、ああ、うちも考えようかなというふうな、身を乗り出していただけるとような事例になるよう、担当課としても今後十分調整を

図るべきと、その点を指摘し、賛成といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日ちょっと早目なのですが、あした朝から決算を行いたいと思いますので、以上、審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あすは午前9時から開会といたし……

ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午前11時27分)



(開議 午前11時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ということで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時29分)



(開議 午後零時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課長より発言の申し出ありましたので、許します。

(環境課長) 午前中にご質問いただきまして、お答えできなかった件がございますので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、菅野委員から小動物の火葬の単独が今やっていないのではないかと、いつからやっていないかと、どういう理由でということだったのですが、調べたのですけれども、現在も単独の火葬と合同の火葬と両

方やっております。ホームページにもそのように掲載されておりますので、引き続き利用できることになっております。

続きまして、羽鳥委員からいただきましたご質問で、みずほ斎場の利用状況はどのようになっているかというご質問をいただいたかと思えます。調べましたけれども、25年度、26年度、27年度の数字で申し上げますが、25年度が2,365件、26年度が2,385件、27年度が2,213件、これは県央全体のみずほ斎場の使用件数でございます。今のが人です。小動物につきましては、25年度が1,427件、26年度が1,544件、27年度が1,483件となっております。26年度で少しふえておりますが、27年度でまた若干減少しております。3年間で見ますとほぼ同じ水準で推移しているというふうに考えられます。

以上です。

(委員長) それでは、会議を開きます。

議案第76号 平成27年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査は……

(何事か声あり)

(大塚) 先ほど説明で91ページのところなのですが、道の駅整備事業について、これは27年の決算ですから、当然担当課が所管して対応したと思うのですが、今回道の駅整備事業についてもここの部分が含まれて、ここで質疑をするということによろしいのか、当初これは違う常任委員会にという部分に当たるのか、それちょっと確認をお願いいたします。

(何事か声あり)

(大塚) ごめん。199です。ごめんなさい。199です。

(政策総務常任委員会に付託されていますとの声あり。)

(委員長) そういうことでご了承願います。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あしたは午前9時から開会いたしますので、よろしくをお願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 2 時 5 3 分)